

「電波利用料の見直しに関する検討会」開催要綱(案)

1 目的

電波利用料制度は、電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の費用（電波利用共益費用）を受益者である無線局の免許人等に公平に負担を求める制度として平成5年4月に導入されたものであり、電波法附則第14項に基づき、少なくとも3年ごとに見直すこととされている。

本検討会は、昨今の無線通信システムの急速な普及や新しい電波利用の急速な拡大、さらには我が国の電波ビジネスの一層の活性化や国際競争力の強化の必要性等を踏まえ、平成26年度から28年度までに適用する次期電波利用料について、見直しの基本方針を検討することを目的とする。

2 名称

本検討会は、「電波利用料の見直しに関する検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) 次期電波利用料の歳出規模の考え方
- (2) 電波利用料額の見直しの基本方針
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本検討会は、総務副大臣（情報通信担当）及び総務大臣政務官（情報通信担当）の検討会として開催する。
- (2) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会に座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は構成員の互選により定め、座長代理は構成員の中から座長が指名する。
- (5) 本検討会は、座長が運営する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、その職務を代行する。
- (7) 本検討会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事の公開について

- (1) 本検討会の議事は、特段の事情がある場合を除き公開を原則とし、透明性の確保に努める。
- (2) 座長が必要性を認める場合は、非公開とすることができる。
- (3) 本検討会の会議については、原則として、議事要旨を作成し、公開する。

6 開催期間

本検討会の開催期間は、平成25年8月までを目途とする。

7 庶務

本検討会の庶務は、総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室において行う。

「電波利用料の見直しに関する検討会」構成員 一覧

(敬称略、五十音順)

飯塚 留美	一般財団法人マルチメディア振興センター 電波利用調査部 主席研究員
北 俊一	株式会社野村総合研究所 上席コンサルタント
関根 かをり	明治大学 理工学部 教授
高田 潤一	東京工業大学大学院 理工学研究科 教授
多賀谷 一照	獨協大学 法学部 教授
土井 美和子	株式会社東芝 研究開発センター 首席技監
林 秀弥	名古屋大学大学院 法学研究科 准教授
森川 博之	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
柳川 範之	東京大学大学院 経済学研究科・経済学部 教授
湧口 清隆	相模女子大学 人間社会学部 教授
吉川 尚宏	A.T.カーニー株式会社 パートナー